

事務連絡（保94）F
平成18年8月10日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 満

ニコチン依存症管理料の施設基準に係る届出について

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平成18年度診療報酬改定において新設された「ニコチン依存症管理料」の施設基準に規定される「禁煙治療を行うための呼気一酸化炭素濃度測定器」について、平成18年8月4日付けで、厚生労働省保険局医療課から事務連絡が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

「禁煙治療を行うための呼気一酸化炭素濃度測定器」として販売されていた「iki iki Monitor」（兼松ウエルネス（株））は、薬事法上の医療機器として承認されていないにもかかわらず、一部地域で「ニコチン依存症管理料」の施設基準の要件を満たす取扱いがなされ、現場に混乱をもたらしておりました。

今般、本機器に対する販売中止、回収等の指示が行われたことを踏まえ、「iki iki Monitor」を備えることで「ニコチン依存症管理料」の届出が受理されている医療機関における取扱いが下記のように示されました。

本件につきましては、都道府県医師会宛文書管理システムならびに日本医師会ホームページの「メンバーズルーム」に掲載いたします。

記

- (1) 「iki iki Monitor」の届出で「ニコチン依存症管理料」が受理されている医療機関は、平成18年8月1日以降は施設基準に適合しないものとして取扱うが、平成18年8月31日までに、薬事法上承認されている「呼気一酸化炭素濃度測定器」を平成18年9月30日までに購入する旨を示した文書の提出が行われた場合は、継続して「ニコチン依存症管理料」に適合しているものとしてみなす

取扱いをする。

- (2) 薬事法上承認されている「呼気一酸化炭素濃度測定器」を平成18年9月30日までに購入する旨を示した文書の提出を行った医療機関は、機器の購入後は速やかに社会保険事務局に届出内容の変更を届け出る。
- (3) 薬事法上承認されている「呼気一酸化炭素濃度測定器」を購入するまでの間は、喫煙量・喫煙状況等の禁煙効果の確認を、問診等により行うことで、従来どおり「ニコチン依存症管理料」が算定できる。
- (4) これらの取扱いは平成18年8月4日以降の新規届出には適用しない。
- (5) 「iki iki Monitor」の届出で「ニコチン依存症管理料」が受理されている医療機関に対しては、各社会保険事務局から今回の事務連絡の取扱いについて周知される。

(添付資料)

1. ニコチン依存症管理料の施設基準に係る届出について

(平成18年8月4日付け事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事務連絡
平成18年8月4日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)

} 御中

厚生労働省保険局医療課

ニコチン依存症管理料の施設基準に係る届出について

標記については、「特掲診療料の施設基準等」(平成18年厚生労働省告示第94号)に基づき、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成18年3月6日保医発第0306003号)により行われているところである。

今般、呼気一酸化炭素濃度測定器(販売名「iki iki Monitor」)について薬事法(昭和35年法律第145号)第55条第2項に基づき販売中止、回収等について指示が行われたことから情報提供するところである。なお、保険医療機関からの届出を受理する際には、下記の事項に留意の上、貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮を願いたい。

記

- 1 ニコチン依存症管理料の施設基準に規定する呼気一酸化炭素濃度測定器は、薬事法により医療機器として呼気中の一酸化炭素濃度の測定に係る承認等を受けているものでなければならないこと。
- 2 既に受理しているニコチン依存症管理料に係る届出書に記載されている医療機器が1に該当しない場合にあつては、平成18年8月1日以降は当該届出保険医療機関については、施設基準に適合しないものとして取扱うこととすること。なお、平成18年8月31日までに、1に該当する呼気一酸化炭素濃度測定器を平成18年9月30日までに購入する旨を示した文書の提出が行われた場合にあつては、継続して適合しているものとしてみなすこととすること。また、当該取扱いについては、

平成18年8月4日以降の新規の届出には適用しないこととすること。

- 3 呼気一酸化炭素濃度測定器を購入する旨を示した文書の提出を行った保険医療機関にあっては、呼気一酸化炭素濃度測定器の購入後は速やかにニコチン依存症管理料に係る届出の内容の変更を行うこととすること。
- 4 呼気一酸化炭素濃度測定器を購入するまでの間は、喫煙量や喫煙状況等の禁煙の効果の確認は、問診等により行うこととし、「禁煙治療のための標準手順書」に則り適切に禁煙治療を行うこととすること。